

## 令和4年第8回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和4年8月25日  
開催年月日 令和4年8月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好  
閉会時刻宣告者 14時07分 事務局長 相馬 孝好  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
2	井上ゆかり	11	林 春政
3	高橋 満	13	鈴木 誠
4	久保田穂積		農地利用最適化推進委員
5	櫻井 汪	第1区域	中井 孝志
6	須賀 勤	第2区域	坂上 健司
8	山口 俊司	第3区域	染野 亘志
9	染野 嘉明	第4区域	齊藤喜久夫

### ○欠席委員

7 小埜 一博

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 小川 竜太  
主任 野原 靖子

### 会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (3) 議案第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）について
- (4) 議案第4号 長瀬町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の一部改正（案）について
- (5) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 ただいまから令和4年第8回の農業委員会総会を始めさせていただきます。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長よりご挨拶を申し上げます。

○会長 皆さん、こんにちは。何かとお忙しいところありがとうございます。

コロナも大分身近に迫って、私の近くなんかでも出まして、話によりますと、前の日に何でもなくて、夜ちょっと喉が痛くて、次ぐ朝はもう39度ぐらいの熱が出る。急に何か症状が出るようです。二、三日高熱が出て、解熱剤をもらって飲んで、普通の人だったら大体5日間ぐらいで何とか回復したそうです。そういうことで、ちょっと普通の冬のインフルエンザのほうで感染力は強いけれども、何かそんなような感じになってきていました。毎日長瀬も四、五人出るような感じですがけれども、お互いに気をつけたいと思います。

それから、また、暑い中、9月に毎年やっている調査、これも皆さんにご協力いただいてしなくてはならないんですけれども、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○事務局長 ありがとうございました。

早速議題に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は11名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。  
本日小笠委員が健康のこのために欠席でございます。

---

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

諸般の報告はございません。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

3番、高橋満委員、5番、櫻井汪委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認めます。よって、議事録署名人に3番、高橋満委員、5番、櫻井汪委員を指名いたします。

---

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件についてを議題といたします。

農地法第3条、番号1、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第3条、番号1について説明いたします。

こちらの農地は令和3年12月総会の議案第4号で可決された空き家に付随した農地として指定された農地となります。そのため、下限面積が通常の3,000平米ではなく100平米に設定されております。事務局の説明と各委員さんの意見を踏まえてご審議いただければと思います。

それでは、資料の説明をいたします。

譲受人、住所、氏名、———、———さん。譲渡人、住所、氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字風布字———、———、———、地目は全て畑、面積は338平米、1,055平米、921平米の合計3筆で、合計面積が2,314平方メートルとなります。権利の内容は売買による所有権移転となります。

次のページに案内図、公図がございますので、場所の確認をお願いします。——区内、町道風布10号線の頂上から林道植平線を約50メートル下った場所です。

次の農地の状況ですが、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として第2種農地と判断されます。農地の状況は、全て遊

休農地となっており、空き家からの距離は、建物と隣接した農地のため100メートル以内に位置しています。

農業従事者は本人です。年間農業従事日数予定は300日ということです。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積合計2,314平米、利用状況は現在休耕中となっております。

次に、資金計画は、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、ご確認をお願いします。

次に、作付計画ですが、作付品目はトマト、ナス、ジャガイモ、トウモロコシなどで、作付の時期は令和5年2月からを予定しているとのこと。

入居時期は未定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 8月23日に事務局と鈴木会長、私、3人で現地確認をさせていただきました。

これは先ほど事務局の説明あったとおり、去年の12月にかかった案件のところなんですけれども、裏の写真を見ていただければ分かります。現況は草がいっぱい生えております。ただ、3条の申請ですので、ここを耕して農業をするという計画でございます。南向きの斜面で裏が山ですので、非常に暖かいという環境的にはいい環境です。ただ、動物が心配なところがございます。問題ないと思います。

以上です。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

私が担当地区でございますので、説明をいたします。

この方は現在\_\_\_\_\_の近くで携帯の仕事をしております。それで、私も中国の方なので非常に心配しまして、仲立する方がおりました。この方は横瀬町の\_\_\_\_\_の社長の\_\_\_\_\_社長です。こういうことで、一回お会いしないと私も心配なので、本人を連れてきてくださいという話をしまして、本人とも会いました。それでいろいろ聞いてみますと、現在横瀬地区で畑を\_\_\_\_\_さんが紹介して耕しているそうです。結構土日ではなく仕事でもちょっと早く

終わったときとか、毎日何かやっていますよという話をしていました。農業が好きなので間違いないというお話がございました。

そうでないと、よその外国人の場合はいろいろ買占めとかの問題がもう北海道なんかにも来たよということがありますけれども、今回の場合はちゃんとした方からご紹介いただいたので心配ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

説明が終わりましたので、質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたしました。

---

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について

○議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について議題といたします。

農地法第5条、番号1、——氏所有の農地を——氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号1について説明いたします。

番号1、譲受人、住所、氏名、——、——さん。譲渡人、住所、氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、地目は畑、面積は156平方メートルの1筆です。転用の目的は自己用住宅敷地です。権利の内容は所有権移転です。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は——区内、南須原医院から北東に約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、既存の宅地では近隣の畑に雨などで土砂が流出してしまうなどの影響がありました。そこで、隣接する農地に住宅を建てるため農地転用するものというこ

とです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図もご覧ください。土地造成は156平方メートルです。

次に、資金計画ですが、新築自己用住宅の

---

——、ご確認をよろしくお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、その他の区域となります。農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地のため第2種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中44号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

現地確認は事務局の小川さんと今回は2人で確認いたしました。

場所なんですけど、現地から南須原医院、南西に110メートルぐらいのところにある土地です。これは何年か前にも出て、親子で譲渡しをするような関係だと思んですけど、土地は前も見ていたので問題ないと思います。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

農業委員、小笠委員が欠席のため、省略いたします。

本件に対する質疑を行います

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で行ったので、異議なしと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

農地法第5条、番号2、——氏所有の農地を——氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所、氏名、——、——さん。譲渡人、住所、氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字——、大字井戸字——、大字井戸字——の3筆です。地目は全て畑、面積は596、59、1,172平方メートルの合計1,827平方メートルの3筆です。転用の目的は駐車場で、権利の内容は所有権移転です。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は井戸——区内、千葉亭から西に約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、近くに大型トラックの通行できる場所がなく、駐車場の集約化を図るためということです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図もご覧ください。土地造成は合計1,827平方メートルです。

次に、資金計画ですが、——

——、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域特定地域内にあり、町道井戸25号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 こちらも8月23日に現地確認を行いました。

ほぼ平面の土地で道路づけが非常に良く、面積も800平米ということで、裏面の駐車のス



ペース、十分駐車場としてはうってつけの場所だと思います。問題ないと思います。

以上です。

○議長 この件も私が担当なので、ご説明をいたします。

この共栄物流さんは、現在私の家の前のほうから、前に1台停めているところがあるんです。そこは小さい車しか入れないので、大きい車は前からこの——さんのところに2台借りて使っていました。その関係で一つにまとめたいということで話がありまして、現在使っているところは、これもやはり借りているんですけれども、それを返してこちらのほうの私の家の裏に、停めさせていただきたいという話です。

別に異常ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

これより番号2に対する質疑と採決を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

番号2は申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないと認めます。

よって、番号2は申出のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）について

○議長 議案第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてご説明いたします。

すみません、今年も暑い時期の調査で大変申し訳ございません。実施のサイクルを国のほうが決めておりまして、それに沿った形での調査となりますので、どうかご理解のほどよろしくをお願いします。

では、こちらのパトロールの実施要領、ファイルの中に入っていたかと思うんですけれども、そちらのほうに沿って説明させていただきます。

調査の趣旨は、長瀬町農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である

優良農地の確保と有効活用の促進を図っていくことが求められていることから、遊休農地の実態把握や農地の違反転用の発生防止等について重点的に取り組むことを目的に、農地法第30条第1項に基づく農地パトロールを実施するものです。

実施期間は本日から9月25日の日曜日までとします。

対象農地は町内全ての農地です。農振農用地区域外を含むということになっておりますので、基本的には山の中の農地も対象となります。

次に、実施内容ですが、次の事項を主体的に実施していただきます。

3つの事項がございまして、1点目は、遊休農地または遊休化のおそれがある農地の把握です。担当区域の農地利用最適化推進委員さんを中心に、推進委員さん、農業委員さん、事務局で、2人1組もしくは3人1組の班を編成し、航空写真や図面などを利用して農地の状況変化や新たに発生した遊休農地などについて現地調査を行っていただきます。遊休農地と判断した場合は、その利用状況を図面や活動記録カードに記録してください。

特に、青色のバインダー、バインダーに挟んであるこちらの結果表なんですけれども、昨年恐らく遊休農地、解消された遊休農地のほうもずっと続けて記載があるということでご意見をいただいたかと思ひまして、県のほうにも相談したところ、解消された遊休農地については一度削除していいということでありましたので、昨年の一覧表に比べると比較的少なくなっているかと思ひます。その点ご了承いただければと思ひます。

この一覧表に掲載された遊休農地は必ず現地調査を行っていただき、特に利用状況を活動記録カードに記録してください。また、遊休化のおそれがある農地と判断された場合も、その土地について記録カードに記載してください。記録カードの記入方法は後ほど説明させていただきます。

遊休農地、遊休化のおそれがある農地とは、皆さんもうお分かりかと思うんですけれども、遊休農地は過去1年以上にわたり農作物の作付をせず、かつ今後も作付する見込みのない農地のことです。ただし、作付がされていなくても、年に数回除草作業をしている農地は、保全管理農地として遊休農地とはなりませんので、よろしくお願ひします。遊休化のおそれがある農地とは、ア、農地の所有者で耕作をしていた方が亡くなった、イ、農地の所有者で耕作をしていた方が遠隔地へ転居したなどの理由により耕作が難しくなるおそれのある農地のことです。

続きまして、実施内容の2点目、遊休農地所有者への意向確認でございます。現地調査の結果、利用状況の区分が遊休農地と判断した所有者に対しては、農地法第32条第1項に基づ

く農地利用意向調査を行います。利用意向調査は事務局で行いますので、農地パトロールの際は意向調査は不要となりますので、よろしくをお願いします。

次に、実施内容の3点目、農地の違反転用の早期発見でございます。農地パトロール中に明らかに許可を得ずに違反転用している農地を発見した場合は、すぐに事務局までお知らせください。

次に、裏面をご覧ください。実施体制であります。昨年度と班編制、担当地区に大きな変更はありません。1-1から4-2までの8班で編成させていただいております。班の中でも担当地区を決めていただいております、委員さんの名前の横に担当地区がありますので、調査時には担当地区の委員さんが中心となっただき調査を実施していただきたいと思っております。

また、昨年高田委員が担当した地区に関しては事務局で対応したいと思います。また、小笠委員につきましては、冒頭説明があったとおり、体調不良により長期で欠席という連絡がありましたので、申し訳ございませんが、小笠委員と同じ班の中井委員と山口委員のお二人で協力して実施していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この班で本日から9月25日までの間で調査を行っていただきたいと思っております。日程につきましては、申し訳ございませんが、班の中で都合をつけていただいております各自実施していただければと思っております。

続きまして、広報活動でございます。遊休農地や違反転用などの発生防止の啓発効果を狙って、事前に農地利用状況調査を実施する旨を長瀬町ホームページと広報なごころを活用して広く住民に周知させていただいております。ホームページについては本日依頼させていただいております。広報につきましては8月号に掲載させていただきました。

また、目に見える取組として、農地パトロールを行う際にはマグネット板、農業委員の腕章、農業委員のキャップ、この3点をつけて活動してください。この3点は恐らく委員委嘱された際にお渡ししてあるかと思っておりますが、もしないという方がいらっしゃいましたら事務局までお申し出ください。

続きまして、報酬の支給であります。今年度は農地利用最適化交付金を活用し、委員報酬として1人当たり1日5,000円掛ける従事日数、4日で毎年やられているかと思っておりますので、合計2万円を支給する予定であります。報酬の支給には従事実績を明確にする必要があるため、農地利用最適化業務活動実績報告書のほうを必ずご提出いただきますようお願いいたします。また、調査は実施期間のうち4日間の調査で行うようお願いいたします。

続きまして、調査報告の方法であります。担当地区の現地調査が終わりましたら、この終

了期間を待たずに事務局までご提出いただければと思います。提出期限は来月の農業委員会を予定しておりますが、調査が終わり次第、できるだけ早めにご提出をお願いいたします。

以上で要綱の説明を終わらせていただきます。

○5番櫻井 汪委員 ちょっとお聞きしたいんですが、いいですか。

遊休農地の過去1年以上にわたり農作物の作付をせず、かつ今後も作付する見込みのない農地、この中で老人ホームに入ってしまったって、この間もちょっと周り見て歩いたんです。もう老人ホームに入ってしまったのが相当あるんです。そういうのはどういうふうにしたらいいんですか。もう耕作不能。すごいんだよ。たまたまこの間ちょっと周りを見て、もう始まるので下見をしたんだけど、そうしたら、そういう事例があるんだけど、そういう場合は1年、2年やっていないから遊休農地にしてしまってもいいのか。

○事務局 そうですね、施設に入られると、もう戻られることは難しいかと思うので、遠隔地へ転居……

○5番櫻井 汪委員 その他か。

○事務局 そうですね、そちらと同じ解釈で、その他として、そういったホームに入ったという事実が分かっているのであれば記載していただければ、こちらで処理させていただくので。

○5番櫻井 汪委員 じゃ、その他で老人ホーム入所とかそういう……

○事務局 そういった分かっている情報がありましたらご記入いただければ助かります。

○5番櫻井 汪委員 分かりました。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○齊藤喜久夫委員 ちょっといいですか。

この新旧がやたら多いんだけど、現行 自身でしたか。

○事務局 そうですね、恐らく昨年、ほとんどこの一覧表に載っていたんですかね。そちらを一覧表から減らしたので、一覧表、昨年解消されたということで一覧表から削ったんですけど、調査の時点で解消されたと思っても、1年後また遊休農地になってしまっていたという可能性も全然大いにあり得る……

○齊藤喜久夫委員 実際に載っている以外で、それが仮にあったものでも載せてこいよという話。

○事務局 そうですね。

○齊藤喜久夫委員 それともう一点、カードは記入して出すんだけど、全体で4日間やったという、その用紙というのはどこにあるんですか。

○事務局 実績報告書が、すみません、黄色のファイルの中に。

○齊藤喜久夫委員 入っていないよ。

○事務局 失礼しました。では、ちょっとそちらのほうは用意させていただきます。

○齊藤喜久夫委員 活動記録カードはあるけれども、要は、全体でこれやったよという……

○事務局 実績報告書ですね、失礼しました。こちらで、すみません、準備させていただきます。

○議長 じゃ、そういうことで明日用意するそうです。

ほかに何かございますか。ほかに質疑はございませんか。

○事務局 追加で、すみません、ちょっと農政のほうの調査でお願いしたいことがもう一点ありまして、実施要綱の2ページ目、裏面の上から2個目、(4)の作付状況調査というところで、こちらでパトロールしていただいた中で、新たに営農を再開した農地に関して、目視で確認してもらって、どういう作物を植えているか、そこまでちょっと確認していただければと思います。大根とかそんな品目名までなくても、葉物野菜とか根菜類などの大まかなもので大丈夫です。

あとは面積も記入していただきたいんですが、全体に植えてあるか半分か3分の1かなど、おおよそで大丈夫ですので、その記録カードの一番右に記入欄というところがあるかと思えますので、青いバインダーに挟んであるところ、そこに品目と面積を、お手数なんですけれどもご記入をお願いいたします。

以上です。

○議長 何かありますか。

○6番須賀 勤委員 山間部で草刈りみたいなああいうところで、今度、この間の研修会で中間地域みたいな活動でなってしまうという、保全だけしているようなしていないようなとか、あと山林化していないものについて、今まで保全しているからいいよという形で出していたんですけども、その辺も今後どうしていくんですか。

今度は決まって急に、せっかく決まってから急にぼっと見てぼっといくのは結構大変だと思うんです。だから、今回そういうのを慣れない人も見ていって少しずつ慣れていく。その辺、事務局で今度交渉するときに、一遍にというのはちょっと大変のような気もするので、その辺の考え方があったら。

○事務局 でも、多分管理はしているけれども山林化しつつあるみたいなことを書いておいてもらえれば、意向調査を送って、非農地判定とかそういうことも説明ができれば、そういう選択があるんだと、もしかしたら地権者の方も……

○事務局 この間の矢那瀬の——————さんの近くもそういったところが多く見られたので、そういったことであれば、山林化しているということで……

○6番須賀 勤委員 少しずつ出して……

○事務局 そうですね。こちらのほうも。

(発言する者あり)

○議長 保全も二、三年あれしている場合は地主に言わなくては。話すんですよ、どうしますかと。そうでないと結局そこでそのまま保全にするなり遊休農地にしてしまいますから。するかという話を、脅かしじゃないけれども話をするんですよ。そうしておかないと、前もって言うっておかないと難しい。

○齊藤喜久夫委員 前もってやっておかないと、後で大変になってしまう。

○議長 そういうところが増えてくると思うんだよね、これから。何年も保全にしておいて。それであまり手をかけないで遊休農地にしたくない、調査する以上。そうなってくると本人の地主に話をしてもらってやらないと。分かっているんだよねと言ってもなかなかやらない人もいるしね。

(発言する者あり)

○議長 ほかに何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

事務局(案)のとおり調査を実施したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で行いましたので、異議ないと認めます。

よって、事務局(案)のとおり調査を実施したいと思います。調査員としてご協力をお願いいたします。

---

◎議案第4号 長瀬町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の一部改正(案)  
について

○議長 議案第4号 長瀬町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の一部改正（案）についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号 長瀬町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の一部改正（案）についてご説明いたします。

令和2年7月に総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」という通知が出されたことに伴い、令和3年度に町関係各課で押印などの見直しを行いました。そこで、今回農業委員会では、長瀬町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の様式の改正が対象となりました。

改正内容として、お配りしてあります資料のとおり、右側が現行、左側が改正後となりますのでご確認をお願いします。

様式第1号では「印」及び「署名した」を削り、様式第2号から第5号までの様式につきましては「印」を削りました。その他の変更はございません。

以上で改正内容の説明を終わります。

なお、農業委員会で決定していただいた後は、要綱の告示を行い、様式の変更をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

○ 委員 なくした理由は。

○事務局 なくした理由というのが、国のほうが事務の見直しというところで、全面的に押印をなくするという動きがありまして、その中で、昨年度に町全体で様式等、押印廃止できるものはできるだけ廃止しようということで、その中で、農業委員会のほうでこの空き家に付随する農地の要綱の様式に印鑑を押す箇所が多くありまして、そちらのほうは要らないんじゃないかということで協議させていただいて、今回こういった改正に至りました。

○議長 ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

事務局（案）のとおり要綱の一部を改正したいと思います。これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないと認めます。

よって、事務局(案)のとおり要綱の一部を改正したいと思います。

以上、議案の審議は終了いたしました。

---

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、9月の委員会日程でございますが、9月の委員会は26日月曜日午後1時30分からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、9月26日月曜日午後1時30分からにしたいと思います。

事務局、他にございますか。

○事務局 では、事務局から、先日の月曜日に行われた研修会、ご出席いただきありがとうございます。アンケートを提出されていない方がいらっしゃいましたら。どなたかいらっしゃいますか。大丈夫そうですか。でありましたら、こちらのほうから埼玉県農業会議のほうに送らせていただきますので、よろしくをお願いします。

また、先月の農地転用許可の状況ですが、農地法第5条のほうが1件あったかと思うんですけども、令和4年8月17日付で許可となりましたので、ご報告させていただきます。

以上となります。

○議長 以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

○事務局 これをもちまして令和4年第8回の農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後2時7分)



上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和4年8月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 高 橋 満

署名委員 櫻 井 汪